

一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令新旧対照条文
 一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第十四条の五（略）			第十四条の五（略）		
2（略）			2（略）		
3 事業者は、第十四条、第十四条の二及び前項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費、送電・高圧配電関連可変費及び需要家費並びに送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費を、次の各号に定めるところにより、配分することにより整理しなければならない。			3 事業者は、前二条及び前項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費、送電・高圧配電関連可変費及び需要家費並びに送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費を、次の各号に定めるところにより、配分することにより整理しなければならない。		
一（略）			一（略）		
イ 第十四条、第十四条の二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電関連固定費の合計額	（略）	（略）	イ 前二条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電関連固定費の合計額	（略）	（略）
ロ 第十四条、第十四条の二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電関連可変費の合計額	（略）	（略）	ロ 前二条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電関連可変費の合計額	（略）	（略）
ハ（略）	（略）	（略）	ハ（略）	（略）	（略）

二 (略)

イ 第十四条の二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電非関連固定費の合計額	(略)	(略)
ロ 第十四条の二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電非関連可変費の合計額	(略)	(略)

第十九条の十五 (略)

2 (略)

3 沖縄電力は、第十九条の十一、第十九条の十二及び前項の規定により整理された送電関連固定費、送電関連可変費及び需要家費並びに送電非関連固定費及び送電非関連可変費を、次の各号に定めるところにより、配分することにより整理しなければならない。

一 (略)

イ 第十九条の十一、第十九条の十二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電関連固定費の合計額	(略)	(略)
--	-----	-----

二 (略)

イ 前条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電非関連固定費の合計額	(略)	(略)
ロ 前条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電・高圧配電非関連可変費の合計額	(略)	(略)

第十九条の十五 (略)

2 (略)

3 沖縄電力は、前二条及び前項の規定により整理された送電関連固定費、送電関連可変費及び需要家費並びに送電非関連固定費及び送電非関連可変費を、次の各号に定めるところにより、配分することにより整理しなければならない。

一 (略)

イ 前二条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電関連固定費の合計額	(略)	(略)
--------------------------------------	-----	-----

<input type="checkbox"/> 第十九条の十一、第十九条の十二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電関連可変費の合計額	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> 第十九条の十一、第十九条の十二及び前項の規定により整理された需要家費の合計額	(略)	(略)

二 (略)

<input type="checkbox"/> 第十九条の十二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電非関連固定費の合計額	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> 第十九条の十二及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電非関連可変費の合計額	(略)	(略)

(届出料金に関する準用)

第二十条 (略)

2 法第十九条第三項の規定により供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目、連系設備特別報

<input type="checkbox"/> 前二条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電関連可変費の合計額	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> 前二条及び前項の規定により整理された需要家費の合計額	(略)	(略)

二 (略)

<input type="checkbox"/> 前条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電非関連固定費の合計額	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> 前条及び前項の規定により整理されたそれぞれの送電非関連可変費の合計額	(略)	(略)

(届出料金に関する準用)

第二十条 (略)

2 法第十九条第三項の規定により供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目、連系設備特別報

酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に変更しようとする一般電気事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあつては、その算定をすることができない。

3 (略)

(届出料金に関する準用)

第二十条の二 (略)

2 沖縄電力株式会社は、法第十九条第三項の規定により供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目、連系線設備特別報酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に変更しようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあつては、その算定をすることができない。

(燃料費調整制度)

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第二項又は第十九条の二十第二項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあつては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額)に第四項

酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に変更しようとする一般電気事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあつては、その算定をすることができない。

3 (略)

(届出料金に関する準用)

第二十条の二 (略)

2 沖縄電力株式会社は、法第十九条第三項の規定により供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目、連系線設備特別報酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に変更しようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあつては、その算定をすることができない。

(燃料費調整制度)

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第二項又は第十九条の二十第二項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、四半期ごとに、当該四半期の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあつては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額)に第

の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）しなければならぬ。

- 2 基準平均燃料価格は、法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款の認可の申請の日及び法第十九条第四項の規定により変更しようとする供給約款の届出の日において公表されている直近三月分の電気事業の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、電気事業の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあつては、一）に原価算定期間において電気事業の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（以下「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。
- 3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の五月前から三月前までの期間において電気事業の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 基準調整単価は、千円を単位として調整すべき一キロワット時当たりの単価として、原価算定期間において電気事業の用に

四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）しなければならぬ。ただし、第三項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・九五を乗じて得た額から次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・〇五を乗じて得た額までの範囲内にあるときは、この限りでない。

- 2 基準平均燃料価格は、法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款の認可の申請の日及び法第十九条第四項の規定により変更しようとする供給約款の届出の日の直近の四半期において電気事業の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て通関統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。）の平均値に、電気事業の用に供する燃料ごとの比率を助算して定めた比率であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものを乗じて得た額を合計した額とする。
- 3 実績平均燃料価格は、調整を行う四半期の前々四半期において電気事業の用に供した燃料ごとの円建て通関統計価格の平均値に、前項の比率を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 基準調整単価は、千円を単位として調整すべき一キロワット時当たりの単価として、電気事業の用に供する燃料ごとの比率

供する燃料ごとの発熱量の総和を電気事業の用に供する石油の
一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における
販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価で
あって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

を勘案して契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、
経済産業大臣に届け出たものとする。

改正案	現行
<p>（供給約款） 第二十二條 法第十九条第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第五号）第二十一条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価</p> <p>五～十二 （略）</p> <p>（選択約款） 第二十五條 法第十九条第七項の選択約款は、次の事項について定めるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 料金並びに一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価を定めるときは、その事項</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（供給約款） 第二十二條 法第十九条第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第五号）第二十一条第二項に規定する基準平均燃料価格及び電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率並びに同条第四項に規定する基準調整単価</p> <p>五～十二 （略）</p> <p>（選択約款） 第二十五條 法第十九条第七項の選択約款は、次の事項について定めるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 料金並びに一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条第二項に規定する基準平均燃料価格及び電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率並びに同条第四項に規定する基準調整単価を定めるときは、その事項</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>